

# 中小企業等経営強化法の経営力向上設備等 及び

## 生産性向上特別措置法の先端設備等に係る

### 「工業会証明書」の発行について

標記「工業会証明書(生産性向上要件証明書)」の発行を希望される方は、以下の手順

によりお申し込みください。制度の概要は下記のホームページをご覧ください。

なお、当協会では制度の説明、解説は行っておりません。

ご質問がある場合は、それぞれの「問い合わせ先」にご確認ください。

#### ◆中小企業等経営強化法による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

#### ◆生産性向上特別措置法による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

#### ◆工業会等による証明書「生産性向上要件証明書」について

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

補足説明：中小企業等経営強化法と生産性向上特別措置法の様式は同一で、  
2枚発行する必要はありません（原本をコピーして対応できます）。

# 証明書発行申請手続きと流れ

## 1. ご用意いただくもの

- ・ 証明書原本 Word ファイル
- ・ チェックリスト Excel ファイル
- ・ 製品の種類が確認できる資料（製品カタログの URL 等）  
（注）製品の種類ごとに証明書の発行を担当する工業会が異なりますので、  
申請先は、下記のリンクを参照してください。  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701kougyoulist.pdf>
- ・ 生産性根拠資料（当該設備と一代前モデルの販売開始年度及び  
生産性向上の比較指標数値と根拠が確認できる資料）

※当協会では型式証明については受け付けておりません。

## 2. 資料の事前確認

上記証明書類を作成、用意し、まずはメール添付にて申請書類をお送りください。

### **【連絡先】**

〒104-0045 東京都中央区築地 4-1-1 東劇ビル 10F

日本マテリアル・ハンドリング（MH）協会 税制担当：太田

TEL:03-3543-9335/FAX:03-3543-8970 E-mail : [info@jmhs.gr.jp](mailto:info@jmhs.gr.jp)

## 3. 証明書発行の申請

証明書を発行できると確認された場合には、追ってお知らせいたします。

確認までには数週間かかる場合がありますので、お時間に余裕を持って申請してください。

## 4. 手数料の納付と証明書発行

証明書の発行には手数料の納付が必要です。証明書の発行が確認されましたら、  
原本と請求書を同封し郵送いたしますので、銀行振込みにて、手数料を納付ください。

### **【手数料】**

○法人会員 一件：1,100 円/通 ○一般 一件：11,000 円/通